

3 参考資料

(1) 公共用水域等の水質の測定方法等

ア 公共用水域

測定方法は、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）が定められている項目にあっては、同基準に揚げられた検定方法によるものとし、その他の項目については、昭和49年9月30日に環境庁告示第64号に揚げられる方法、日本工業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された分析方法によるものとする。

単位：mg/L

項 目 名	報告下限値	報告下限値未満 の記載方法	分 析 方 法
生活環境項目	pH	—	
	BOD	0.5	< 0.5
	COD	0.5	< 0.5
	SS	1	< 1
	DO	0.5	< 0.5
	大腸菌群数	—	
	n-ヘキサン抽出物質（油分等）	0.5	ND
	全窒素	0.05	< 0.05
	全りん	0.003	< 0.003
	全亜鉛	0.003	< 0.003
	ノニルフェノール	0.00006	< 0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	0.0006	< 0.0006
健康項目	カドミウム	0.001	< 0.001
	全シアン	0.1	ND
	鉛	0.005	< 0.005
	六価クロム	0.04	< 0.04
	砒素	0.005	< 0.005
	総水銀	0.0005	< 0.0005
	アルキル水銀	0.0005	ND
	PCB	0.0005	ND
	トリクロロエチレン	0.002	< 0.002
	テトラクロロエチレン	0.0005	< 0.0005
	四塩化炭素	0.0002	< 0.0002
	ジクロロメタン	0.002	< 0.002
	1, 2-ジクロロエタン	0.0004	< 0.0004
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.0005	< 0.0005
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.0006	< 0.0006
	1, 1-ジクロロエチレン	0.01	< 0.01
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.004	< 0.004
	1, 3-ジクロロプロペン	0.0002	< 0.0002
	チウラム	0.0006	< 0.0006
	シマジン	0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ	0.002	< 0.002
	ベンゼン	0.001	< 0.001
	セレン	0.002	< 0.002
硝酸性窒素	0.2	< 0.2	
亜硝酸性窒素	0.05	< 0.05	
ふっ素	0.1	< 0.1	
ほう素	0.1	< 0.1	
1, 4-ジオキサン	0.005	< 0.005	

昭和46年12月28日
環境庁告示第59号

最終改正
平成26年11月17日
環境省告示第126号

項 目		分 析 方 法
そ の 他 の 項 目	塩素イオン	上水試験方法（モール法） 又は J I S K 0 1 0 2（イオン電極法）
	塩素量	広域総合水質調査（環境省）による測定方法
	濁度	上水試験方法（積分球式濁度計） 又は J I S K 0 1 0 1 9. 1
	アンモニア性窒素	広域総合水質調査（環境省）による 測定方法又は上水試験方法
	りん酸態りん	広域総合水質調査（環境省）による 測定方法又は上水試験方法
	総クロム	昭和49年9月30日環境庁告示第64号 又は上水試験方法
	マンガン	環境庁告示第64号
	鉄	環境庁告示第64号
	MBAS	J I S K 0 1 0 2 3 0. 1
	クロロフィル a	広域総合水質調査（環境省）による測定方法
	要監視項目	平成5年4月28日付け環水規121号による測定方法 平成15年11月5日付け環水企発第031105001号、環水管発第 031105001号による測定方法 平成25年3月27日付け環水大水発第1303272号による測定方 法
	トリハロメタン生成能	平成6年7月14日付け環水管第149号 環水規163号による測定方法
透明度	平成23年3月24日付け環水大水発第110324001号による 測定方法	

イ 底 質

平成24年8月8日付け環水大水発第120725002号「底質調査方法について」に掲げられた分析方法による。

(2) 平成26年度公共用水域の水質の測定に関する計画（抜粋）

ア 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、本県の区域に属する公共用水域の水質の測定に関する国及び地方公共団体の計画を統一的視点から総合的に実施できるよう協議並びに調整して、公共用水域の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

イ 採水時期

- (ア) 採水は、採水前日において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶものとする。
- (イ) 低水量時及び水利用が行われている時期を含めるものとする。

ウ 採水部位

- (ア) 河川については、原則として流心部の表層水（水面から水深の20パーセントの部位）とする。
- (イ) 海域については、原則として表層（海面下0.5m）、中層（海面下2m）とし、必要に応じて下層から採水するものとする。

エ 採水時に実施すべき事項

- (ア) 河川の場合、原則として、次の事項を実施するものとする。
採水日時、水深、降雨状況、採水地点付近の地形及び利水状況、主要な汚濁源などを記録する。また、水温、気温、濁り、臭気などについても、現地で観測するものとする。
- (イ) 海域の場合、原則として上記の(ア)のほか、次の事項を実施するものとする。
干満潮の時刻及び潮位、潮流、透明度などを記録するものとする。
- (ウ) 上記の他は、水質調査方法（昭和46年環水管第30号）に準拠する。

オ 採泥方法

採泥試料は、同一場所で少しずつ位置をかえて採取することを原則とする。表泥採取は、全地点で行うこととし、必要と認められる地点では、柱状採泥を行うものとする。

(3) 地下水の水質の測定方法等

測定方法は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」によるものとし、その他項目については、日本工業規格、上水試験方法、下水試験方法等科学的に確立された分析方法によるものとする。

単位：mg/L

項目	報告下限値	報告下限値未満の記載方法	分析方法
カドミウム	0.001	<0.001	平成9年3月13日 環境庁告示第10号 最終改正 平成26年11月17日 環境省告示第126号
全シアン	0.1	ND	
鉛	0.005	<0.005	
六価クロム	0.04	<0.04	
砒素	0.005	<0.005	
総水銀	0.0005	<0.0005	
アルキル水銀	0.0005	ND	
PCB	0.0005	ND	
ジクロロメタン	0.002	<0.002	
四塩化炭素	0.0002	<0.0002	
1,2-ジクロロエタン	0.0004	<0.0004	
塩化ビニルモノマー	0.0002	<0.0002	
1,1-ジクロロエチレン	0.01	<0.01	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	<0.002	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.002	<0.002	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	<0.0005	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	<0.0006	
トリクロロエチレン	0.002	<0.002	
テトラクロロエチレン	0.0005	<0.0005	
1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.0002	<0.0002	
チウラム	0.0006	<0.0006	
シマジン(CAT)	0.0003	<0.0003	
チオベンカルブ(ベンチカ-7)	0.002	<0.002	
ベンゼン	0.001	<0.001	
セレン	0.002	<0.002	
硝酸性窒素	0.1	<0.1	
亜硝酸性窒素	0.05	<0.05	
ふっ素	0.1	<0.1	
ほう素	0.1	<0.1	
1,4-ジオキサン	0.005	<0.005	

項 目		分 析 方 法	
そ の 他 項 目	p H	昭和46年12月 環境庁告示第59号	
	塩 素 イ オ ン	上水試験方法（モール法）	
	イ オ ン 類	ナ ト リ ウ ム イ オ ン	イオンクロマト分析法
		カ リ ウ ム イ オ ン	
		ア ン モ ニ ウ ム イ オ ン	
		硫 酸 イ オ ン	
		カ ル シ ウ ム イ オ ン	
	マ グ ネ シ ウ ム イ オ ン		
E P N	平成5年4月28日 環水規第121号 改正 平成5年10月 環水規第271号		

(4) 平成26年度地下水の水質の測定に関する計画（抜粋）

ア 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、本県の区域に属する地下水の水質の測定に関する国及び地方公共団体の計画を統一的視点から総合的に実施できるよう協議並びに調整して、地下水の水質の測定について必要な事項を定めるものである。

イ 水質調査の種類

(ア) 概況調査（定点方式）

利水的に重要な地域等において、重点的に汚染の発見又は濃度の推移等を把握することを目的とする。

(イ) 概況調査（ローリング方式）

新たな地下水汚染を発見することを目的とする。

(ウ) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査または事業者からの報告等により新たに汚染が明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認し、汚染原因の究明に資する情報を取得することを目的とする。

(エ) 継続監視調査

汚染地域における、汚染の動向と浄化対策による改善効果の確認などを目的とする。

ウ その他

井戸の諸元（井戸の形態、使用目的（ストレーナ位置）、地下水位、地盤高）等についてもできるだけ把握する。